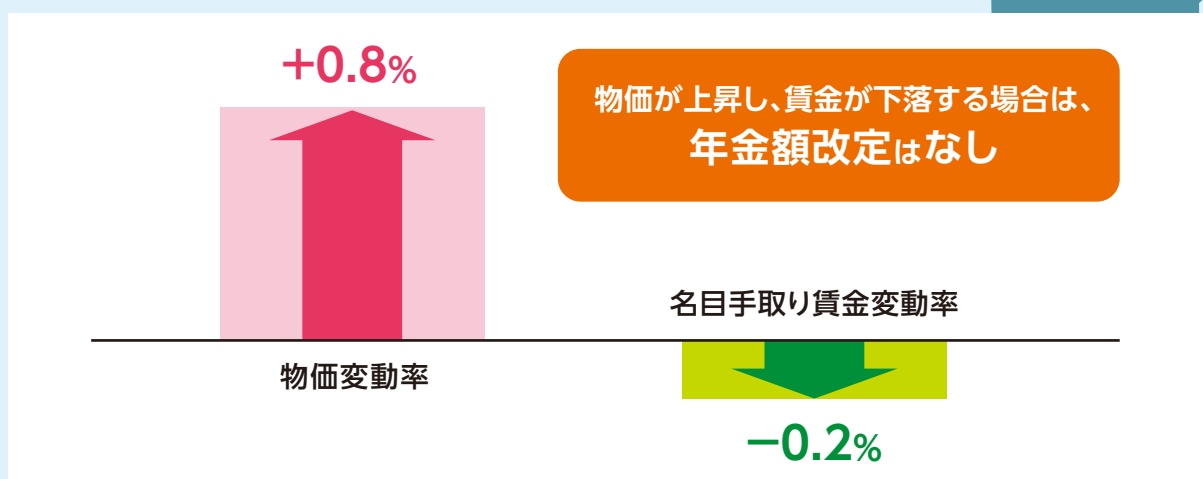


# 平成28年度の年金額は 昨年度からの据え置きとなります

平成28年度の年金額は、総務省発表の平成27年平均の全国消費者物価指数等を基に改定されますが、これによりますと、物価変動率は平成26年比で0.8%上昇しましたが、名目手取り賃金変動率は0.2%低下しました。このように物価が上昇し賃金が下落した場合には、年金額は据え置くこととされています。

ただし、平成28年4月分の年金(6月支給期)から被用者年金制度一元化法による端数処理の変更(下記参照)により、年金額に若干の増減が生じる場合があります。



## 被用者年金制度一元化法による端数処理の変更について



平成27年9月30日までに年金の受給権が発生していた方の年金額(年額)は、100円単位(50円未満切捨て50円以上切上げ)で端数処理を行い決定されていましたが、昨年10月施行の被用者年金制度一元化法により、厚生年金制度と端数処理の方法を合わせることとなりました。

そのため、既決定の年金も、年金額(年額)は1円単位(50銭未満切捨て50銭以上切上げ)で決定を行うこととなりました。これにより、平成28年4月分(支給期:6月)から支給される年金額は、従来よりも月額で数円の増減が生じることとなります。該当の方には6月上旬に「年金額改定通知書」を送付しております。

なお、平成27年10月1日以降に年金の受給権が発生した方については、既に年金額が1円単位で決定されております。